



島教協

《 子どもたちのより良き成長のために 》

情

報

<http://www.kyougikai.org>E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Ⅱ/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 岡 利行 No.725

会員アンケートにご協力お願いします！

早くも七月になりました。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業、またその後の感染拡大防止のために様々な取組を行うなど、私たちが今まで経験をしたことのない大変な毎日を送ってきています。島根県教職員協議会の会員の皆様には、「子どもたちのより良き成長のために」という方針のもと、日々頑張っていたいただいていることと思います。

事務局にも、いろいろな問い合わせがありました。マスクをつける基準があるのか、修学旅行等の行事の実施判断の基準はどのようになっていくのか、次亜塩素酸水の使用について問題はないのか、授業時数の削減に伴って削る内容などは示されないのか等々、子どもたちが学校生活を、安全にそして充実したものにするために先生方が悩まれている様子がよく分かりました。

文部科学省や教育委員会からは次々に通達やガイドラインがHPや文書で示されています。多忙な毎日ですが、日々変化する情報をしっかりとらえて、子どもたちのより良き成長のために共に頑張っていきましょう。

さて、今月は会員アンケートを行う月になっています。私たちが島根県人事委員会や島根県教育委員会、また各市町村教育委員会に申し入れをするための最も大切な資料となるのが、会員お一人お一人から寄せられるアンケートです。今回は、「教職員の働き方改革」「教職員の配置」などを中心としたアンケートを調査局の方で作成しています。皆さんが教育現場でお感じになつていらっしゃることを率直にご記入ください、事務局へお届けください。学期末のとてもお忙しい時期に恐縮ではありますが、二十二日（水）までに事務局に届きますようにご提出をお願いいたします。

なお、全日本教職員連盟からも「全日教連全国調査」のお願いが来ています。これは学校代表一名の方がパソコンかスマートフォンで答えていただくようになっていきます。新型コロナウイルス流行に伴う学校現場への影響を調査するものです。こちらへの協力もお願いいたします。

事務局に入っている情報

これまでに事務局に入っている情報をお伝えします。

○新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員への手当措置について

・教育委員会事務局、指導主事、社会教育主事などが新型コロナウイルス感染症対策の職務に従事する際の手当を増額する予算案を県議会に提出するという連絡が島根県教育委員会からありました。保健所への応援勤務や患者隔離施設への応援勤務の際などに適用するそうです。現場の教職員には適用者はいないとのこと。

○「市町村立小・中学校等の管理規則の例」の一部改正について

・新型コロナウイルス感染症対策のため、臨時休業等による学習の遅れを取り戻すために、長期休業期間を短縮したり土曜日を有いたりして授業を行う学校が多いと思います。しかし現行の規定では、振替日を指定しない限り、日曜日や土曜日に授業を行うことができません。そこで、管理規則の一部を改正しようです。

（改正内容）

「校長は、感染症予防のための臨時休業が行われた場合であつて、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ休業日変更承認申請書（様式第二号の二）により教育委員会の承認を得て、日曜日及び土曜日に授業を行うことができる」とする規定を加える。（第三条第六項）」

※実際に土曜日に授業を行うこととした場合、適切な振替日（時間）が設定されることが必要になると考えられます。子どもたちの学習の遅れを取り戻すことは大切ですが、教職員が超過勤務になったり、多忙化に拍車がかかったりしないようにしてもらいたいものです。

学習指導要領の改訂と実施について

昨年度より幼稚園指導要領、そして今年度より小学校学習指導要領が実施されています。来年度は中学校学習指導要領が実施されます。

今回の新しい学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことをめざします。

これからの子どもたちは、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また、自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする力が必要です。そのような資質・能力を育てるために、今回の学習指導要領では次のような教育の充実を図ることとなっています。

- ・言語能力の育成
- ・外国語教育
- ・プログラミング教育
- ・理数教育の充実
- ・道徳教育
- ・伝統や文化に関する教育
- ・主権者教育
- ・消費者教育
- ・体験活動
- ・起業に関する教育
- ・金融教育
- ・防災・安全教育
- ・国土に関する教育
- など

今回の学習指導要領では、「どのように学ぶか」ということも重視されています。キーワードは「主体的・対話的で深い学び」です。

子どもたちのより良き成長と未来の幸せのために、多忙な毎日ではありますが研修と実践を積み重ねていきましょう！

高橋勇二さんに表彰状を贈呈いたしました。

昨年度まで島根県教職員協議会の事務局次長（専従職）として5年間ご勤務いただきました高橋勇二さんに、5月23日に吉田修会長より表彰状を贈呈いたしました。

高橋さんには平成元年度から26年度までの長きにわたり、島教協の学校事務職員部長として、事務職員の立場から子どもたちのより良き成長にご尽力いただきました。また平成27年度から31年度までは事務局次長として、私たちの活動をしっかりと支えていただきました。

本来ならば総会の場で表彰を行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、事務所にての贈呈となりました。

会員の皆様とともに高橋さんに感謝申しあげたいと思います。



新会員加入助成のご紹介

① 新規に会員が加入された場合

単組・支部と学校にそれぞれ2,000円の加入助成金を支給します。

（講師会員の加入助成金は、単組・支部と学校にそれぞれ500円です）

② 勧誘活動の助成

学校や専門部会において、新規に会員を勧誘するための茶話会等を行われる場合は、その経費の一部を助成します。

島教協事務局までご相談ください。
電話0853-22-7762

島教協相互援助規定のご紹介

①結婚祝金の給付 5,000円

②出産祝金の給付 5,000円

③永年勤続祝金の給付 5,000円

④病气見舞金の給付 5,000円
（傷病約1ヶ月の療養）

⑤災害見舞金の給付
（住宅又は家財の損害を受けたとき
程度に応じて）

⑥死亡弔慰金
（会員・会員配偶者死亡）

上記の規定に該当するときは、
ご本人または学校代表は、
事務局まで連絡をお願いします。

電話0853-22-7762

教員免許更新講習について

（情報提供）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、教員免許更新制度にも変化が出てきています。島根大学では「非対面式」の講座が開設されています。これは授業DVDを視聴し、課題を返送するという形で行われるものです。詳しくは島根大学の教員免許更新講習のHPをご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校の業務増大等の理由がある場合には、更新延長が認められます。この場合有効期限の2か月前までに島根県教育委員会に届け出る必要があります。